

その他補助金制度

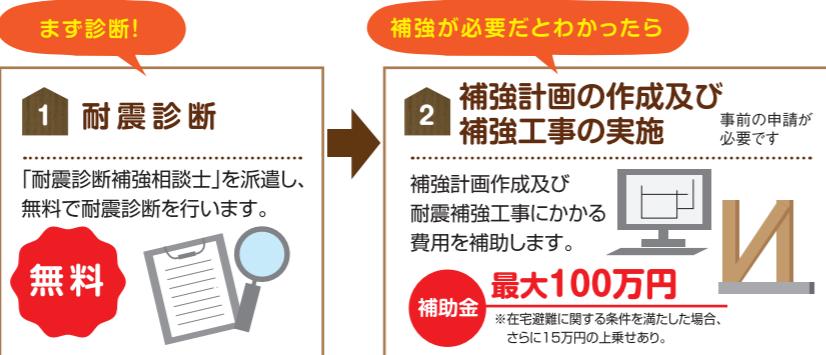
空き家活用定住支援補助金と併用できます

昭和56年6月1日の建築基準法改正により
耐震基準が大幅に見直されました。

改正以前に建てられた建築物は大地震に対する強度が不足しており倒壊の危険性が高いとされています。
大地震は突然起ります。命、財産を守るために、補助制度を活用し、耐震診断・耐震補強を行いましょう。

木造住宅耐震改修助成事業(耐震補強計画・補強工事一体型)

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅にお住まいの方が、耐震補強工事を行う場合にその費用を補助します。さらに、災害時の在宅避難を促進するための条件を満たした場合に15万円の上乗せがあります。



ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金

地震によるブロック塀等の倒壊から命を守り、津波から早く逃げるための避難路を確保するため、市では危険なブロック塀等の除却及び建替えを行う場合にその費用を補助します。
※建替え…ブロック塀等を壊し、フェンス等安全な柵に作り替えること
必ず着工前に事前相談してください。

対象工事と補助の内容(例)			
種類	対象工事	補助額	
耐震診断	ブロック塀等の耐震診断	事業費(工事費に限る) 基準額 (延長×9,600円/m) 比較して少ない額の2/3	
除却	倒壊または転倒の恐れのある危険なブロック塀等を除却する工事	事業費(工事費に限る) 基準額 (延長×20,000円/m) 比較して少ない額の2/3 限度額26万6千円	
建替え	危険なブロック塀等を除却し、安全な塀へ建替える工事	事業費(工事費、設計費) 基準額 (延長×58,400円/m) 比較して少ない額の2/3 限度額59万9千円	
	危険なブロック塀等を除却し、安全な塀又は生垣に建替える工事	事業費(工事費、設計費) 基準額 安全な塀への建替え(延長×70,400円/m) 生垣への建替え(延長×56,000円/m) 比較して少ない額 限度額なし	

上記のその他補助金制度について詳しくは沼津市ホームページ
または右記までお問い合わせください

お申し込み・お問い合わせ
まちづくり指導課 窓口 または電話(055-934-4762)まで

＼セットでお得！／
沼津市と
住宅金融支援機構が連携

【フラット35】地域連携型

当初 5年間 (地域活性化)
当初 10年間 (子育て支援)

借入金利 年0.25%引下げ

【フラット35】Sで
さらに金利を引下げ

沼津市
空き家活用定住支援補助金の交付



住宅金融支援機構
【フラット35】の金利引下げ

空き家活用定住支援補助金の交付を受けた方で、【フラット35】地域連携型を利用して住宅を取得する場合は、借入金利の優遇を受けることができます。
【フラット35】の当初5年間(地域活性化)又は当初10年間(子育て支援)の借入金利を年0.25%引き下げます。

お問い合わせ

沼津市 まちづくり指導課 空き家対策係

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16-1

電話 055-934-4885

ファックス 055-933-1412

メールアドレス mati-sido@city.numazu.lg.jp

空き家に関する相談や
住宅リフォームの支援等に関する相談も
承っています。

市ホームページサイト



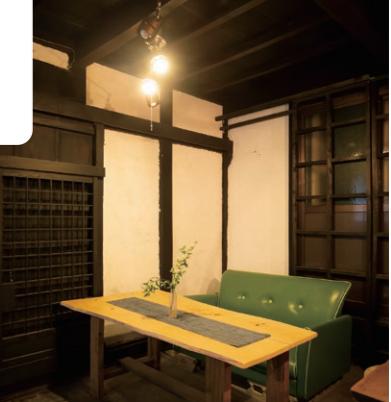
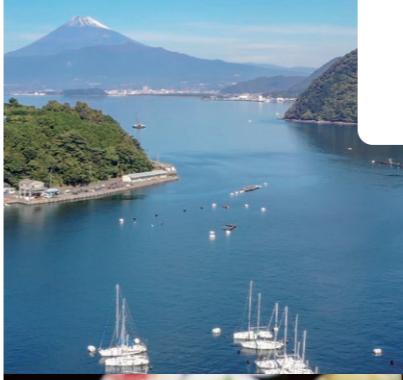
<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/iju/topics/20200413.htm>



沼津市

45歳未満の世帯対象

空き家活用 定住支援 補助金交付制度



※リフォーム工事契約、売買契約または賃貸借契約された後の物件は
対象となりません。
申請の流れは中面をご覧ください。

＼例えば／
夫婦のどちらかが45歳未満で
空き家をリフォーム工事して取得するケース

子育て世帯が
リフォーム工事(※)

50
万円



子育て世帯が
空き家を取得(※)

100
万円

用地費及び事務費は除く

最大
150
万円
の補助金!

※転入元や、子供の人数などの条件により異なります。
詳しくは中面をご覧ください。

沼津市 まちづくり指導課 空き家対策係

空き家活用定住支援補助金交付制度

「空き家活用定住支援補助金交付制度」のご案内

市内の空き家を有効活用し、若者世帯の移住・定住の促進と市内に増加する空き家の対策を図るため、45歳未満の世帯を対象とし空き家のリフォーム工事費用とリフォーム工事し空き家を取得する費用を補助する制度を開始しました。

申請には以下の全ての項目に該当する必要があります

該当項目にチェックをしてご確認ください。



補助対象者

次のすべての条件を満たす者

- 夫婦のいずれかが45歳未満（交付申請時点）の世帯
- 45歳未満（交付申請時点）の父又は母と同居する中学生以下の子どものいるひとり親世帯
- 定住（10年）を目的としていること
- 本市に納付すべき市税を滞納していないこと
- 世帯員全員が、沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と直接な関係を有する者でないこと
- 補助金の実績報告をするときまでに、世帯員全員が該当物件に居住していること



補助対象となるリフォーム工事

次のすべての条件を満たす工事

- 補助金の交付決定を受けた日以降にリフォーム工事契約を締結し、3月末日までに完了すること
- 工事に要する費用の合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が**60万円以上**であること

補助金額

リフォーム工事（60万円以上の工事に限る）

異動元	一般世帯	子育て世帯*	子育て世帯*
県外	30万円	40万円	50万円
県内	20万円	25万円	30万円
市内			

*子育て世帯とは、中学生以下の子どもがいる世帯です。

補助対象空き家

次のすべての条件を満たす空き家



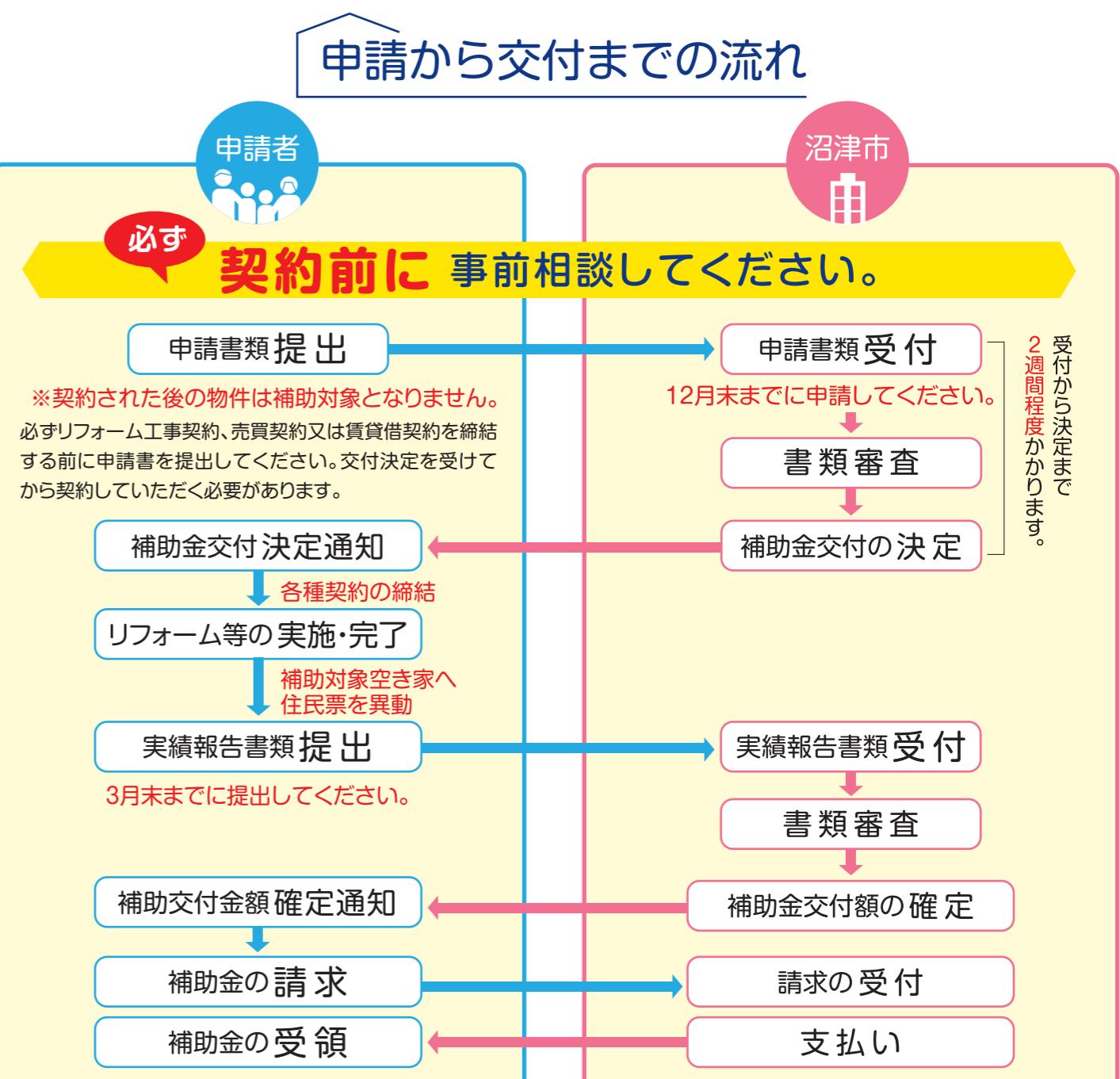
- 市内の住宅（※1）又は建築物（※2）であって、交付申請の時点において、**1年以上**居住又は使用されていないもの
※1 一戸建ての住宅（賃貸住宅を含む。）※2 一棟の建築物で住宅（※1）以外のもの
- 補助金の交付決定を受けた日以降に、売買契約又は賃貸借契約を締結するもの
 - 転入者が相続するもの
 - 転入者の親族が所有するものであって、当該転入者が使用貸借するもの
- 自己の居住の用に供する部分の延べ床面積が50平方メートルを超えるもの

補助対象となる取得

次のすべての条件を満たす取得



- 補助対象となるリフォーム工事を行う空き家の取得であること
- 実績報告までに、夫婦の持分の合計又はひとり親世帯の父若しくは母の持分が2分の1以上の所有権移転登記がなされていること



申請から交付までの流れ



2週間程度かかります。

必ず 契約前に 事前相談してください。

申請書類提出

※契約された後の物件は補助対象となりません。
必ずリフォーム工事契約、売買契約又は賃貸借契約を締結する前に申請書を提出してください。交付決定を受けてから契約していただく必要があります。

補助金交付決定通知

各種契約の締結

リフォーム等の実施・完了

補助対象空き家へ
住民票を異動

実績報告書類提出

3月末までに提出してください。

申請書類受付

12月末までに申請してください。

書類審査

補助金交付の決定

補助交付金額確定通知

実績報告書類受付

書類審査

補助金交付額の確定

補助金の請求

請求の受付

補助金の受領

支払い

交付申請に必要な書類

申請書

1. 世帯全員の住民票の写し（市外在住者の場合のみ。）
2. ガス使用量明細書、電気使用量明細書、水道使用量明細書など、空き家が**1年以上**使用されていないことを確認することができる書類
3. リフォーム工事を行う空き家の位置図
4. リフォーム工事の施工箇所がわかる平面図
5. リフォーム工事に係る見積書（工事内訳書を含む。）
6. 空き家の取得に係る見積書（空き家を取得する場合のみ。）

実績報告に必要な書類

実績報告書

1. 世帯全員の住民票の写し
2. リフォーム工事を施工した空き家の賃貸借契約書の写し
3. リフォーム工事の施工前及び施工後の状況がわかる写真
4. リフォーム工事に係る契約書の写し
5. リフォーム工事の費用を支払ったことを証する書類

空き家を取得した場合は下記書類も必要です

1. 取得した空き家の登記事項証明書の写し
2. 空き家の取得に係る契約書の写し
3. 取得の費用を支払ったことを証する書類

取得について

Q リフォーム工事をしなければ
補助対象となりませんか？

A 補助対象となるリフォーム工事（**60万円以上の工事**）を伴わない取得は対象外です。

Q 取得に係る費用はすべて対象となりますか？

A 建物代のみ対象となります。用地費と事務費は対象外ですので、見積書や契約書には建物代の金額が分かるように記載してください。

申請手続きについて

Q 申請手続きで注意すべきことはありますか？

A リフォーム工事契約、売買契約又は賃貸借契約を締結する前に補助金の交付申請が必要です。また、申請後、交付決定を受けてから契約していただく必要があります。契約された後の物件は対象なりませんのでご注意ください。

Q & A

補助金額について

Q 市内のアパートに仮住まいして、
完成後に空き家へ引っ越しの場合、
住所の区分は市内での算定になりますか？

A 市内への転入日から**2年以内**に補助金の交付申請をした場合は、直近の市外の住所の区分で金額を算定することができます。

空き家について

Q 空き家の証明方法を教えてください。

A 電気、ガス、水道などの閉栓日（使用中止日）から**1年以上**経過していることが確認できる書類等、対象となる空き家が**1年以上使用されていないこと**が確認できる書類を提出していただきます。